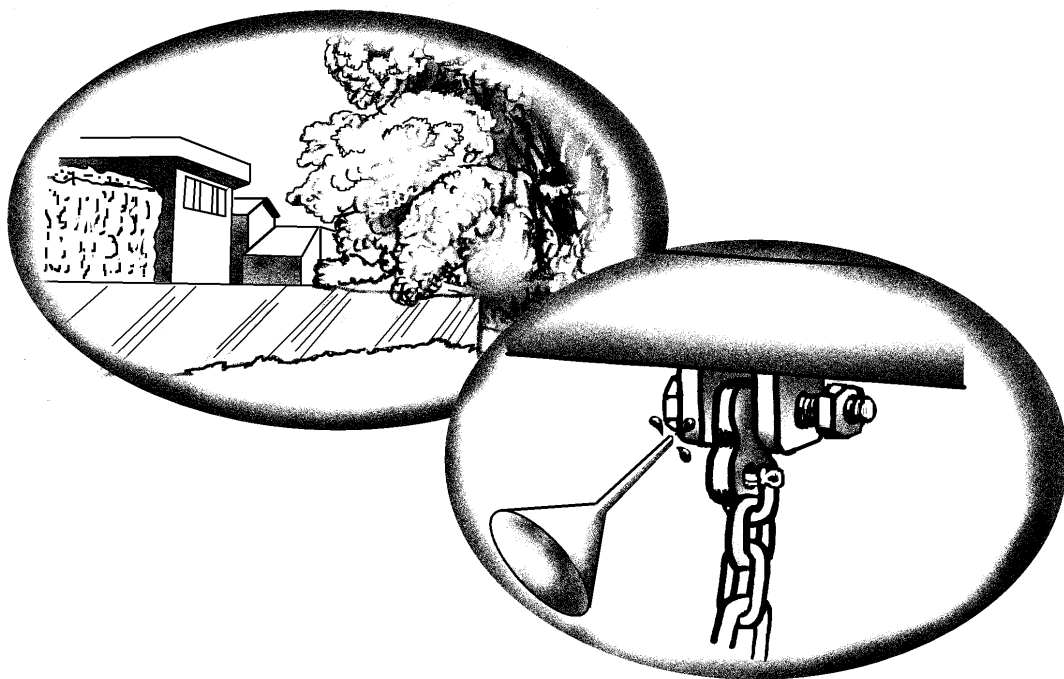


# 吹田市公園 安全点検マニュアル



---

土木部公園みどり室

---

| 公園点検マニュアル目次        | ページ |
|--------------------|-----|
| ■ はじめに             | 1   |
| ■ 対象施設             | 1   |
| ■ 点検の目的と種類         | 1   |
| ■ 点検の実施時期（遊具・公園施設） | 2   |
| ■ 公園巡回の実施時期        | 3   |
| ■ 定期点検の体制と記録、報告    | 4   |
| ■ 点検と措置、対応方針       | 5   |
| ■ 遊具の点検ポイント        | 7   |
| 1. 遊具全体            | 7   |
| 2. ブランコ            | 9   |
| 3. すべり台            | 11  |
| 4. 砂場              | 13  |
| 5. 鉄棒              | 14  |
| 6. シーソー            | 15  |
| 7. スプリング遊具         | 16  |
| 8. ジャングルジム         | 16  |
| 9. タイヤブランコ         | 18  |
| 10. ターザンロープ        | 18  |
| 11. うんてい           | 20  |
| 12. はん登棒           | 21  |
| 13. 木製コンビネーション     | 22  |
| 14. 鋼製コンビネーション     | 22  |
| 15. オリジナルコンビネーション  | 22  |
| ■ その他公園施設の点検ポイント   | 23  |
| 1. 植栽              | 23  |
| 2. 水飲み場            | 25  |
| 3. 排水施設            | 25  |
| 4. 園路広場            | 25  |
| 5. 休養施設等           | 27  |
| 6. 池・水面            | 27  |
| 7. その他             | 28  |
| ■ 遊具の点検ポイント        | 30  |

## 公園点検マニュアルについて

### **はじめに**

本マニュアルは、都市公園に設置された施設（以下、「施設」という。）について、事故の原因となる劣化や破損等を早期に発見し、適切な措置を行うことにより、施設管理者の管理瑕疵に起因する事故を防止することを目的として、施設の点検業務を行う際の留意点、実施方法、異常と判定された際の措置方法等を定めたものである。平成27年4月には、『公園施設の安全点検に係る指針（案）』が国土交通省から示されている。

遊具に関する内容については、『都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）』（平成26年6月、国土交通省）（以下、「遊具の指針等」という。）、『遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-A:2014』（平成26年6月、一般社団法人 日本公園施設業協会）（以下、「遊具の指針等」という。）を参考にした。

### **対象施設**

本マニュアルにおいて点検の対象とする施設は、都市公園に設置された修景施設、休養施設、遊戯施設（以下、「遊具」という。）、運動施設、便益施設、管理施設等とする。

なお、本市が管理する都市公園以外の施設（遊園・緑地等）に設置された類似施設についても、本マニュアルを準用し点検を行うことができることとする。

### **点検の目的と種類**

#### （１）点検の目的と視点

点検は、公園利用者が安全で安心して利用できる空間を維持するため、施設の機能の保全状況や劣化状況等について調査するものである。点検は、維持管理の最も基本的な作業であり、重要な業務であることを、各自が認識し確実に行うことが大切である。

また、施設の劣化状況の程度と内容を正確に把握し、施設の計画的な維持管理や更新を行うための基礎データとする。

施設の点検は、5つの視点から行う。

- ①安全性の確認（施設の劣化や破損、見通し状況など）
- ②機能の保全（消耗、劣化した部材の交換など）
- ③劣化状況等の施設情報の収集・記録
- ④衛生状態や快適性の確認（落書き、舗装の陥没など）
- ⑤周辺施設に対する影響の確認（枝の越境、前面道路からの見通しなど）

#### （２）点検の種類

点検作業には、「日常点検」、「定期点検」と「精密点検」がある。施設管理者は、各点検の内容を正確に理解し、年間計画を立案し点検を実施しなければならないものとする。

### ①日常点検

市職員が、公園施設の異常の発見と対処を目的とした目視による巡視点検を指す。  
主として施設等の外観（全体）を目視することにより、異常の有無を確認する。

### ②定期点検

遊具の指針等や本マニュアルに記載の各施設の点検ポイント等に基づく検査をいう。

遊具については、市職員が年2回を目安に実施する。ただし、事故の発生や点検体制、点検業務の効率的な執行等の理由により、点検回数を増やしたり、一部を委託により実施することができる。チェーンやロープなど消耗しやすい部材の点検や、基礎部や柱、梁など施設の構造上重要な部材の劣化状況を確認する。

遊具以外の公園施設については、施設や樹木等の劣化状況、安全性の欠如、異常の有無、周辺状況への影響などについて確認する。

### ③精密点検

分解作業や測定機器による検査など、精度の高い診断を目的として行う。

必要に応じ実施するものとするが、専門業者に現場の確認をしてもらい、今後の対策について確認を行う。

## 点検の実施時期（遊具・公園施設）

表-1

|                                  | 日常点検                 | 定期点検                     | 精密点検     |
|----------------------------------|----------------------|--------------------------|----------|
| 遊具<br>（予防保全型管理・事後保全型管理に類型した公園施設） | 随時<br>（公園巡回時に各自が行う。） | 遊具：年2回                   | 必要な場合に実施 |
| その他公園施設<br>（健全度判定対象施設以外の公園施設）    | 随時<br>（公園巡回時に各自が行う。） | その他施設：5年に1回<br>池周りの柵：年1回 | 必要な場合に実施 |

更新時期を超過している施設等に関しては、点検等の頻度を高め、公園施設の機能保全と安全性を維持していく。

参考に管理類型の定義を下記に示す。

#### 「予防保全型管理」

劣化・損傷状況を目視等で直接確認できる施設について、点検等により把握した健全度に基づき、時間経過に伴う劣化・損傷を予測した上で、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として行う計画的な修繕・更新。（吹田市の公園施設では、主に遊具がこれに該当する。）

「事後保全型管理」

劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で行う修繕・更新。ライフサイクルコストの縮減効果が得られない施設も含む。（吹田市の公園施設では、主に柵や車止め、側溝等がこれに該当する。）

**公園巡回の実施時期**

公園の巡回については、水難・台風シーズンや、行楽シーズン、年末年始などの時期を目安に、留意事項を考慮し適切に実施する。

表-2

| 年間巡回スケジュール  |    |    |    |               |    |     |     |                  |    |    |    |
|-------------|----|----|----|---------------|----|-----|-----|------------------|----|----|----|
| 第1回         |    |    |    | 第2回           |    |     |     | 第3回              |    |    |    |
| 4月          | 5月 | 6月 | 7月 | 8月            | 9月 | 10月 | 11月 | 12月              | 1月 | 2月 | 3月 |
| ・ 春期行楽シーズン  |    |    |    | ・ 秋期行楽シーズン    |    |     |     | ・ 年末年始対応         |    |    |    |
| ・ 夏休み前にそなえて |    |    |    | ・ 水難シーズン台風に対応 |    |     |     | ・ 排水施設点検 ・ 落葉樹点検 |    |    |    |

(1) 第1回（梅雨、夏休み前）

- ①春期行楽シーズンで園内にゴミが散らかっていないかどうか、また危険物等が捨てられていないかどうか点検を実施する。
- ②雨が多くなる梅雨の時期や、公園利用者が多くなる夏休みにそなえて、事故等が発生しないよう、事前に排水施設、法面・崖・大規模擁壁、池、流れを確認する。
- ③園路・広場の凸凹、舗装の段差

(2) 第2回（水難事故と台風、秋の行楽シーズンにそなえて）

- ④池のある公園については、水難事故の危険性がないかどうか（特に安全柵の破損や柵のない施設の安全水位の確認を行い、立ち入り禁止等の注意看板のない箇所は設置する）
- ⑤枯損木など倒木危険樹木（特に境界周辺）
- ⑥常緑樹点検（越境・照明灯支障木など要剪定樹木）
- ⑦危険箇所（過年度の台風等で土砂流出、出水のあったところ）
- ⑧秋期行楽シーズンで園内にゴミが散らかっていないかどうか、また危険物等が捨てられていないかどうか点検を実施する。

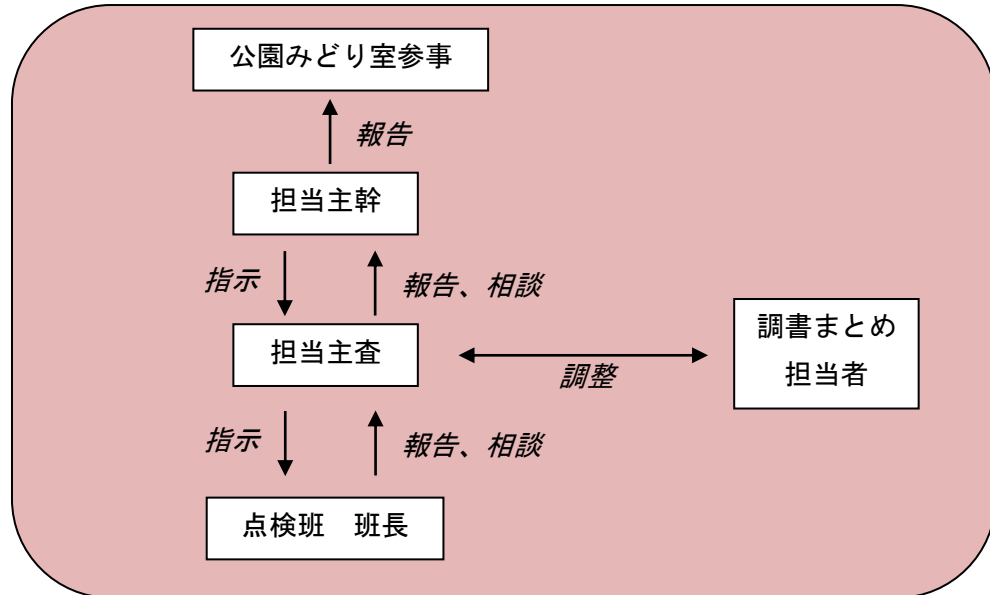
(3) 第3回（年末年始特別警戒や春休みにそなえて）

- ⑨落葉樹点検（越境・照明灯支障木など要剪定樹木）
- ⑩年末年始特別警戒による、工事中の公園及び修理中の遊具の点検を実施する。
- ⑪排水施設点検（特に、落ち葉、堆積土の除去を合わせて行う。）

### 定期点検の体制と記録、報告

定期点検に伴う報告及び指示の系統は図-1 のとおりとする。

図-1



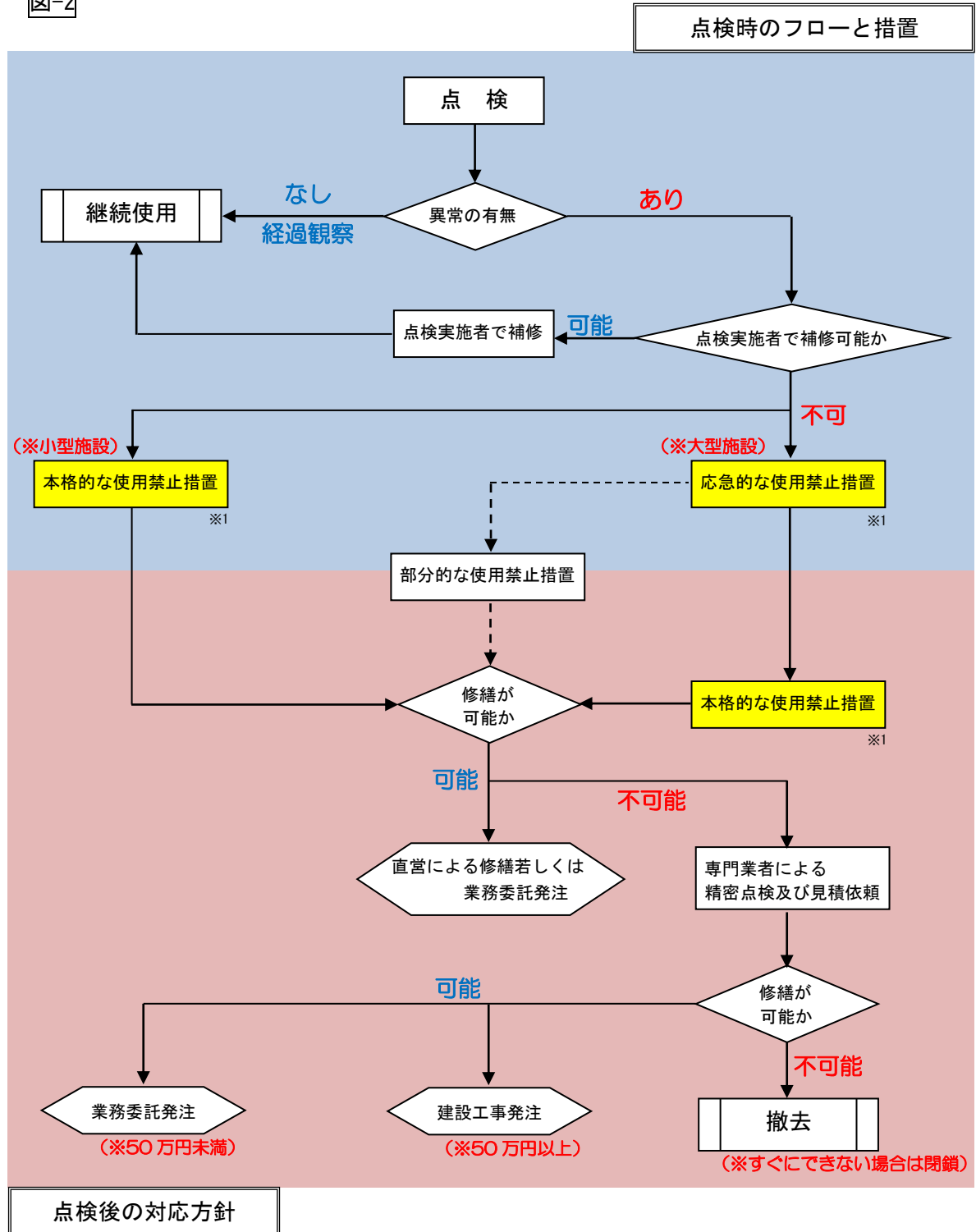
記録は書面もしくは写真撮影にて行うものとする。特に遊具の点検時には、必ず書面にて記録する。

定期点検は、措置判定の確実性を高めるため、また記録のチェック漏れや記録漏れの防止のため、必ず2名以上で実施するものとする。異常を発見した場合は担当主査、もしくは担当主幹に報告し、速やかに必要とされる措置を講ずること。緊急を要する場合や、措置方法について判断を要する場合は、写真を撮影し応急措置を行った後、速やかに担当主査、担当主幹に報告すること。措置方法について所属で検討を行った上、今後の対応について所属長の判断指示等を受けること。

## 点検と措置、対応方針

遊具に関する点検及び措置についてフロー及び対応方針を図-2 のとおり示す。

図-2



※1 応急的な使用禁止措置、本格的な使用禁止措置…次ページ以降の遊具の点検ポイントに該当する場合の項目を示す。

点検時に異常を発見した場合は、必要に応じて使用禁止措置を行う。応急的な使用禁止措置、本格的な使用禁止措置については、下記に記載する「遊具の点検ポイント」内の項目に該当する場合に行う。また、状況により、警察、消防、自治会に連絡を取り対処する。

予防保全型管理施設、特に遊具の場合は、健全度調査を実施し、判定内容を考慮して補修または撤去・更新を検討する。事後保全型管理施設の場合は、劣化や損傷の進行を判断して、撤去・更新を検討する。

また、現状で更新期間を超えて使用している施設もあり、今後も増加することが見込まれるため、随時点検を行い適切な判断を下すことが重要である。

対応方針内の、業務委託発注か建設工事発注かについては、原則設計額の50万円をラインに設定するが、修繕の内容と時期、予算、他の遊具の修繕数などの状況によるところが大きい。ため、内部で調整し決定するものとする。

対応方針が撤去になったものに対しては、原則撤去するのみである。更新については、公園施設長寿命化計画に合わせて行っていくこととする。



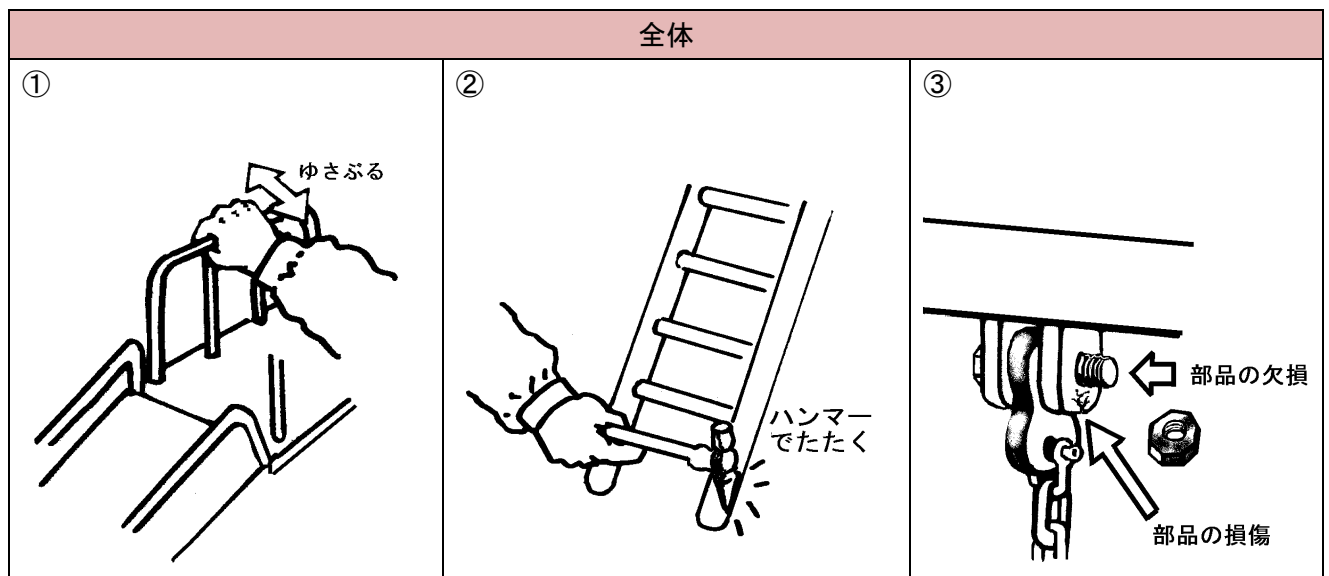
## 遊具の点検ポイント

遊具の点検ポイントをそれぞれ以下に示す。

### 1. 遊具

#### ・全体

- ①強い負荷をかけ、ぐらつきがないか確かめる。  
→ぐらつきがあれば使用禁止措置を行う。
- ②金属部のサビ部、木部の腐朽部については、ハンマーでたたくなどし、異音や異常がないか確認する。  
→異音、異常があれば使用禁止措置を行う。
- ③部品の損傷、欠損がないか確認する。→損傷、欠損があれば使用禁止措置を行う。



#### ・基礎部

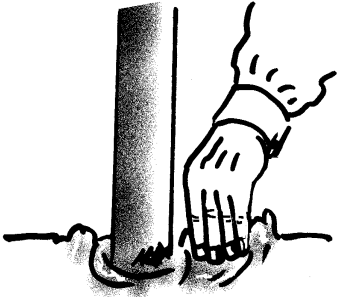
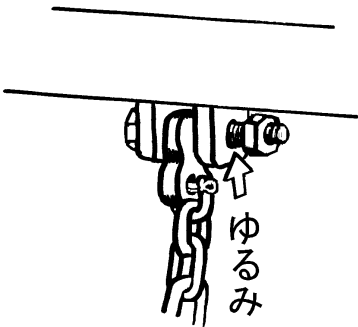
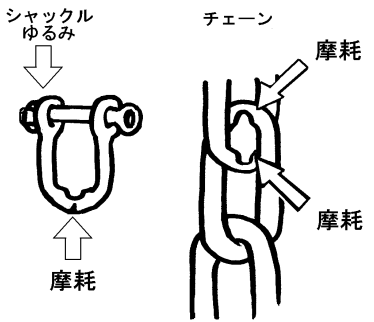
- ①必ず覆土された部分を除去し目に見えない部分の腐食状況を確認する。
- ②防食テープ部または基礎補強モルタル部は、ハンマー等を使用し確認する。
- ③極端なコンクリート基礎の露出がないか点検する。

#### ・接続部

ボルト等による接続部は、弛みがないか点検する。

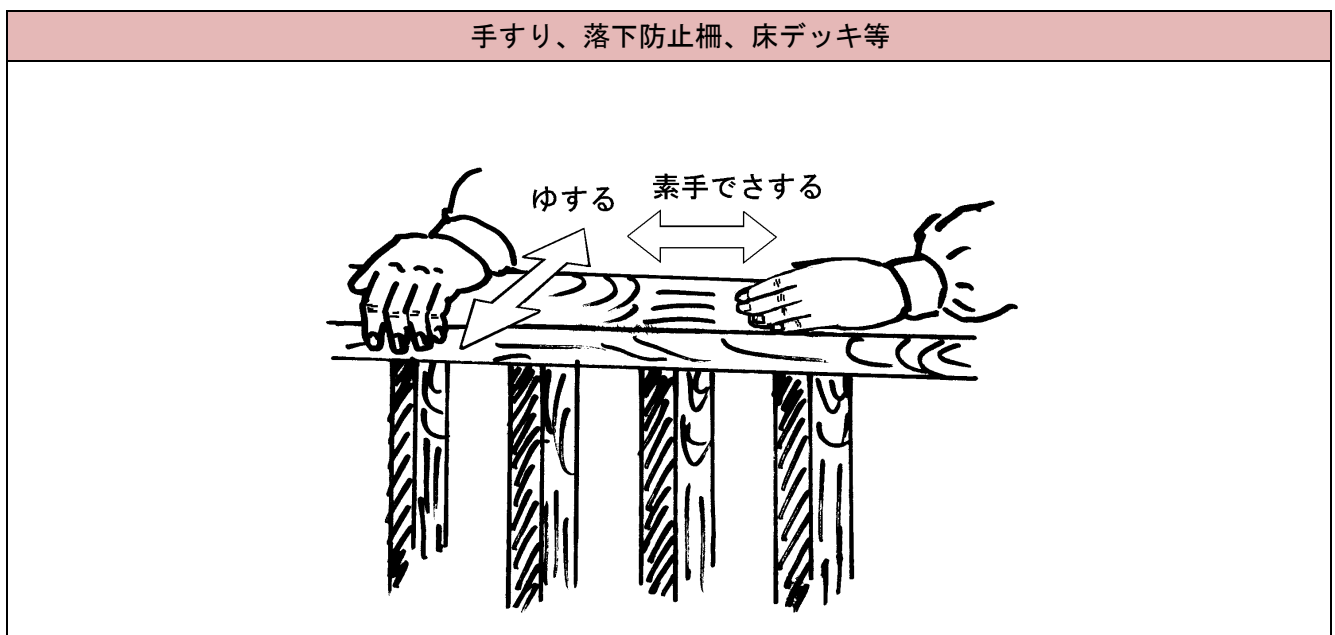
#### ・可動部

シャックル、鎖、ジョイントスプリングなど、力がかかり可動する部分については、弛み、摩耗に注意する。

| 基礎部                                                                                                  | 接続部                                                                                           | 可動部                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>基礎の部分を掘って確認</p> |  <p>ゆるみ</p> |  <p>シャックル<br/>ゆるみ</p> <p>チェーン</p> <p>摩耗</p> <p>摩耗</p> |

・手すり、落下防止柵、床デッキ等

- ① こどもの手がいつも触れる場所であることから、滑らかであるか必ず素手で確認する。
  - ② ぐらつきがないか、一部欠損がないかを点検する。
- ぐらつき、欠損があれば使用禁止措置を行う。



・塗装の状況

塗装の状態をチェックする。塗り替えの必要性の報告。

## 2. ブランコ

①座板とクサリの連結部、ダルマとクサリの連結部の摩耗状況をノギスで点検する。

摩耗により、もと太さの概ね  $1/2$  になったら交換する。

②座板の取付金具が、座板の角の摩耗により飛び出していないか点検する。

→飛び出し部分が確認できれば使用禁止措置を行う。

③異音を確認された場合は、ダルマの注油口にグリスを注入する。

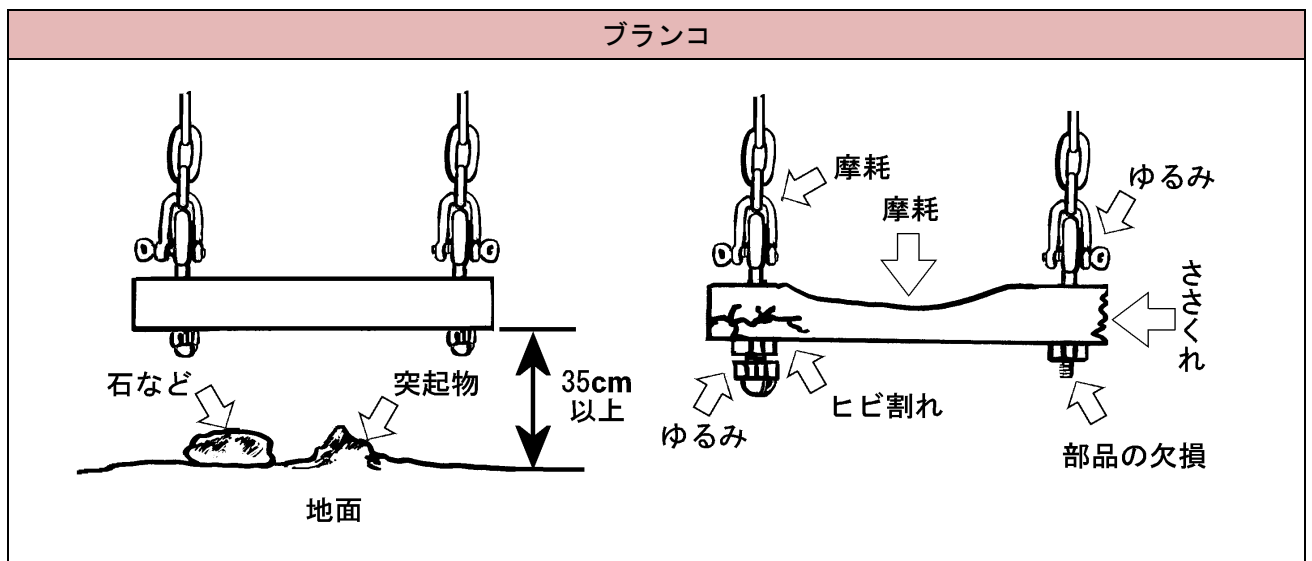
④ブランコ下に石など突起物が露出していないか点検する。

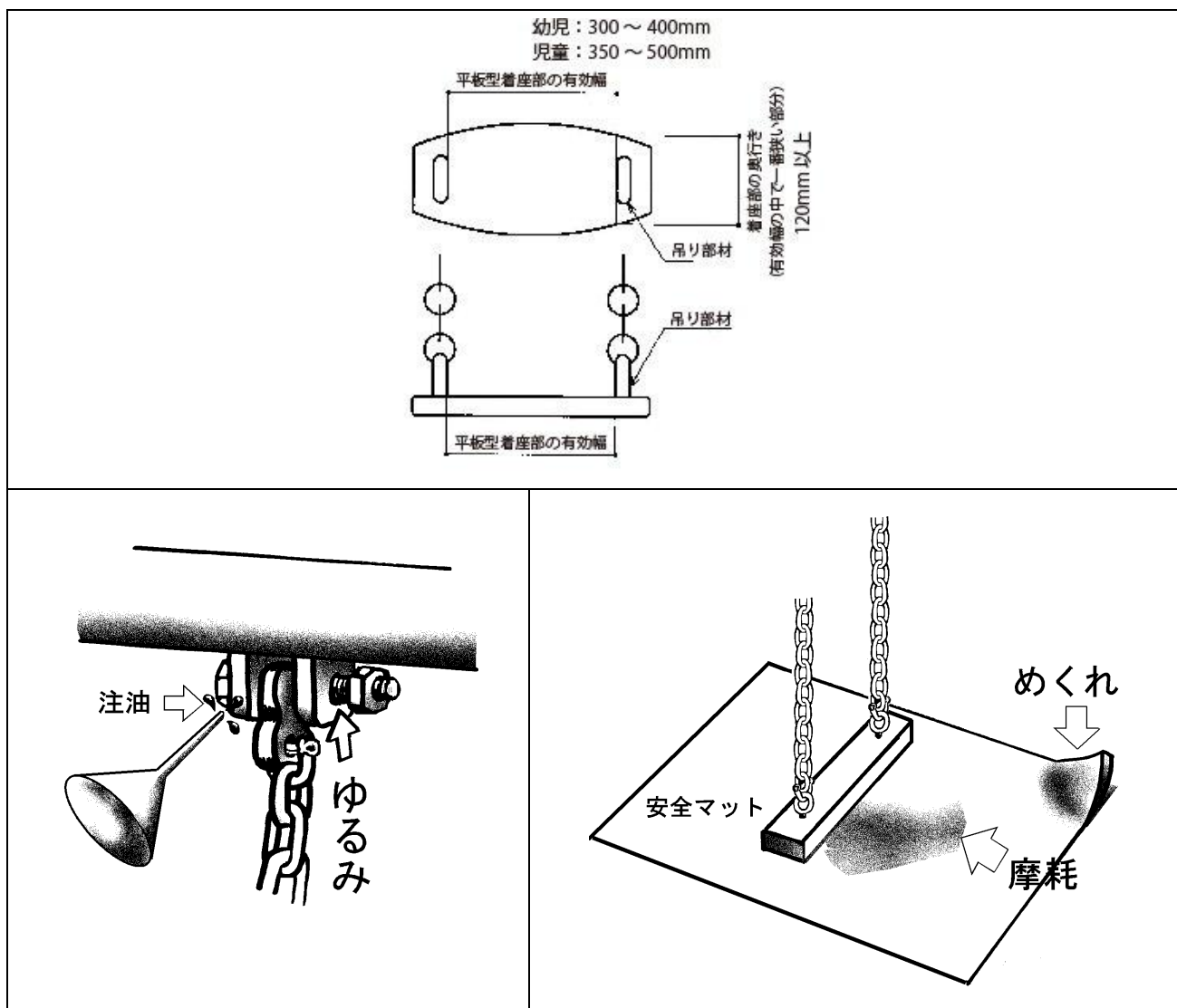
⑤マットが敷設してある場合には、めくれ、破損がないか点検する。

⑥ブランコ下のクリアランス確認（350mm を基準、+100mm までは許容範囲とする。）

※ブランコのクリアランスについて、幼児用の「年齢制限エリア」に設ける場合は、350mm を 300mm まで低減することができる。

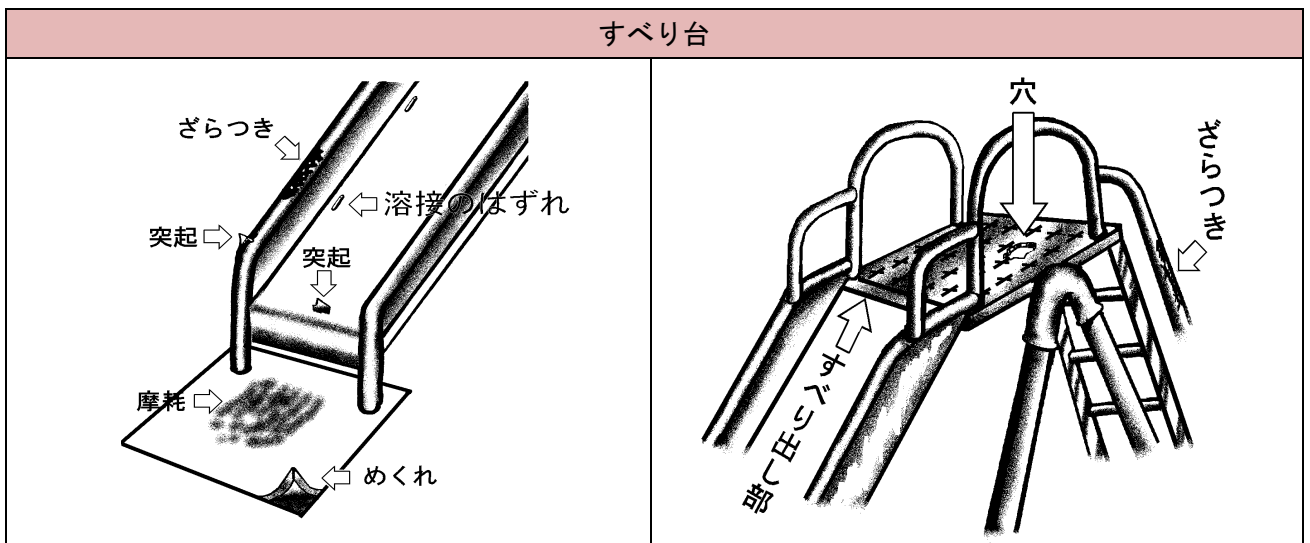
⑦平板型着座部の有効幅は、吊り部材の内寸法とし、幼児用では 300～400 mm、児童用では 350～500mm とする。奥行きについては、有効幅の一番狭い部分で 120mm 以上とする。

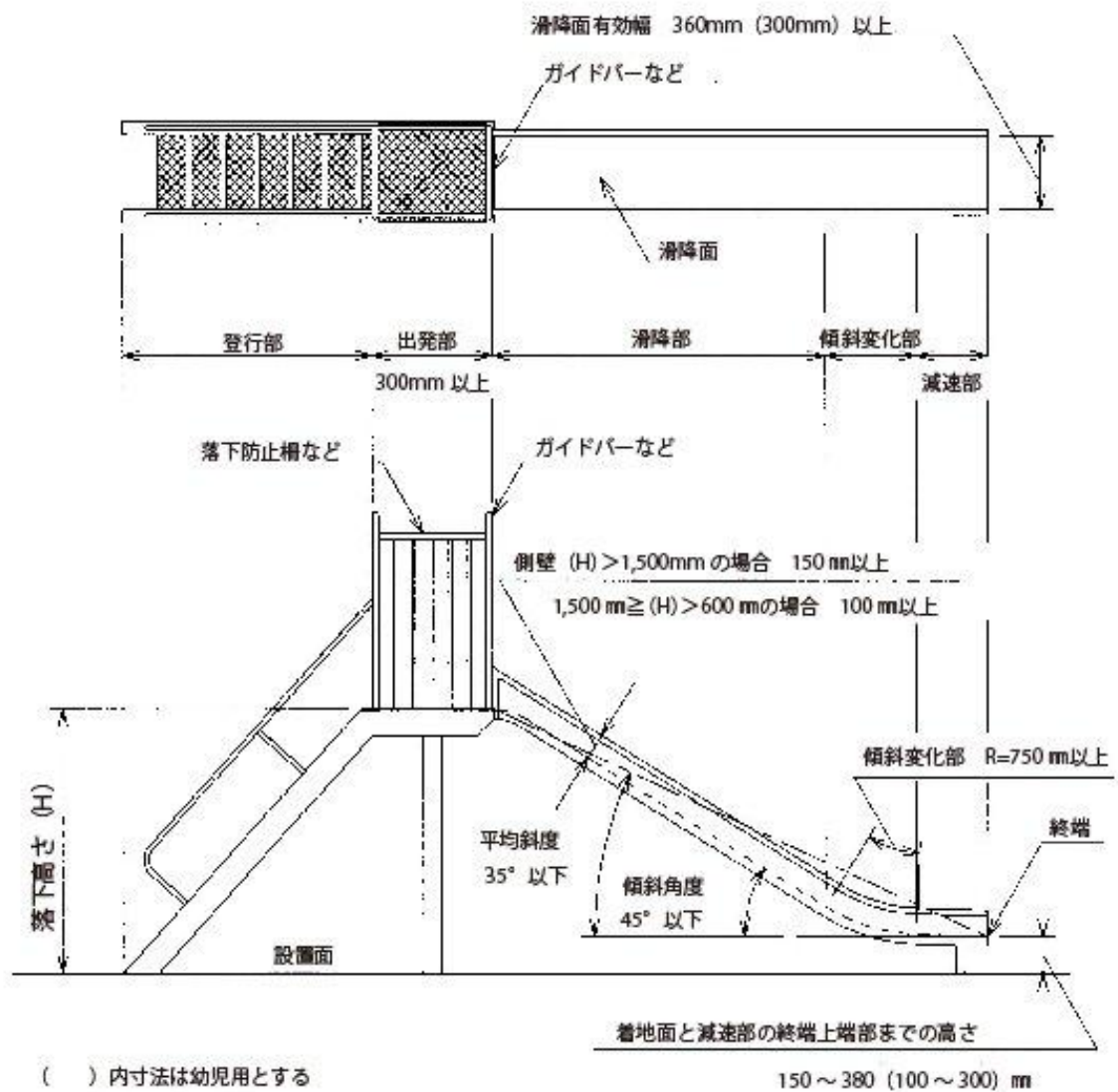




### 3. すべり台

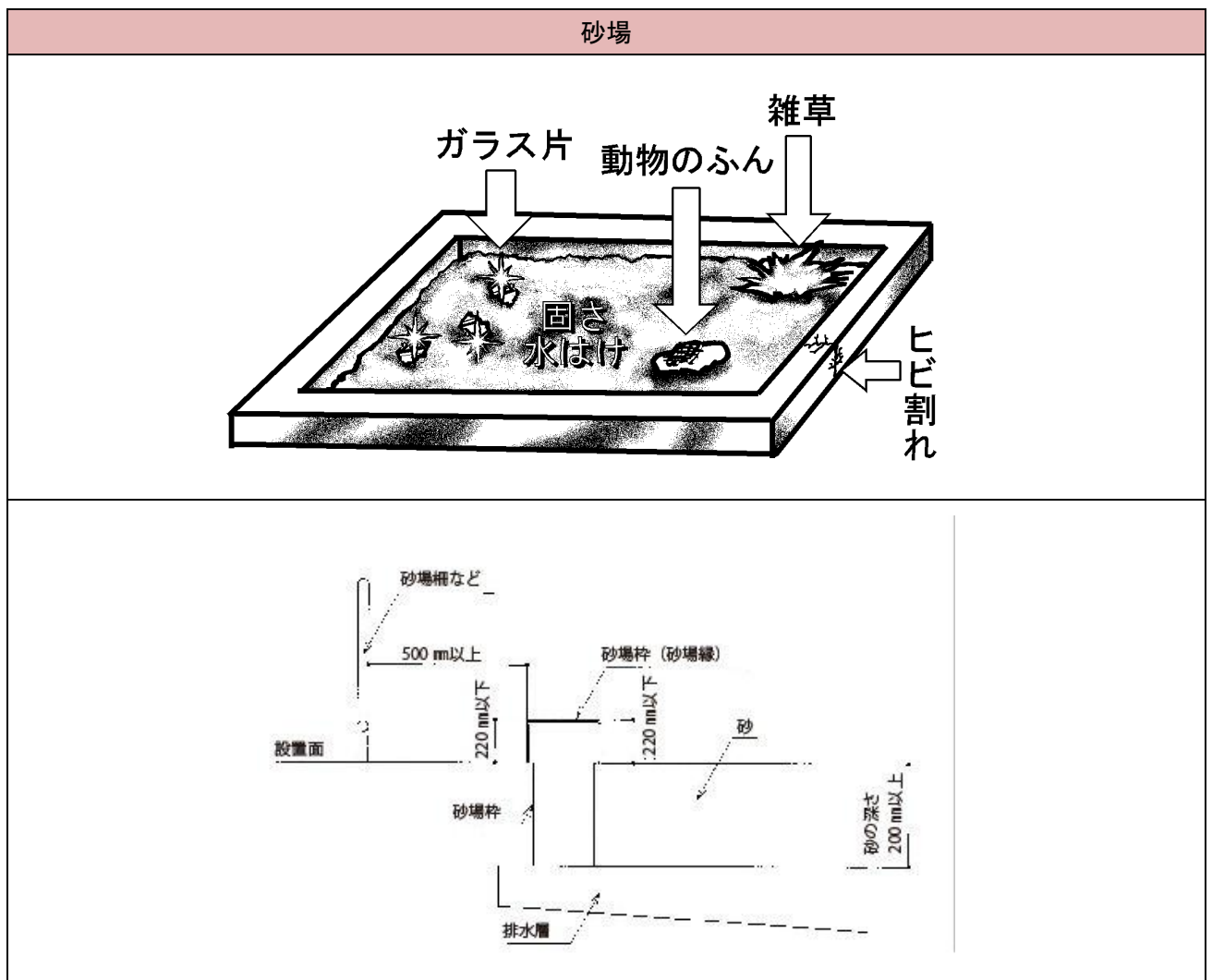
- ①滑走面の突起や溶接のはずれで生じる穴など異常がないか点検する。特に摩耗しやすい滑り出し部を点検する。→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ②階段手すり、袖の手が触れる部分に突起等の異常がないか点検する。  
→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ③上部プラットホームの縞鋼板に腐食穴がないか点検する。  
→腐食穴を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ④マットが敷設してある場合には、めくれ、破損がないか点検する。
- ⑤ローラーすべり台は、ローラーの異常がないか、回転不良がないか点検する。  
→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ⑥滑降面の有効幅は、児童用 360mm 以上、幼児用 300mm 以上とする。
- ⑦滑り台出発部は 300mm 以上とする。
- ⑧側壁は高さが 1,500mm 以上の場合は 150mm 以上、600～1,500mm の場合は 100mm 以上とする。
- ⑨着地部と減速部の終端上端部までの高さは、児童用 150～380mm、幼児用 100～300mm とする。





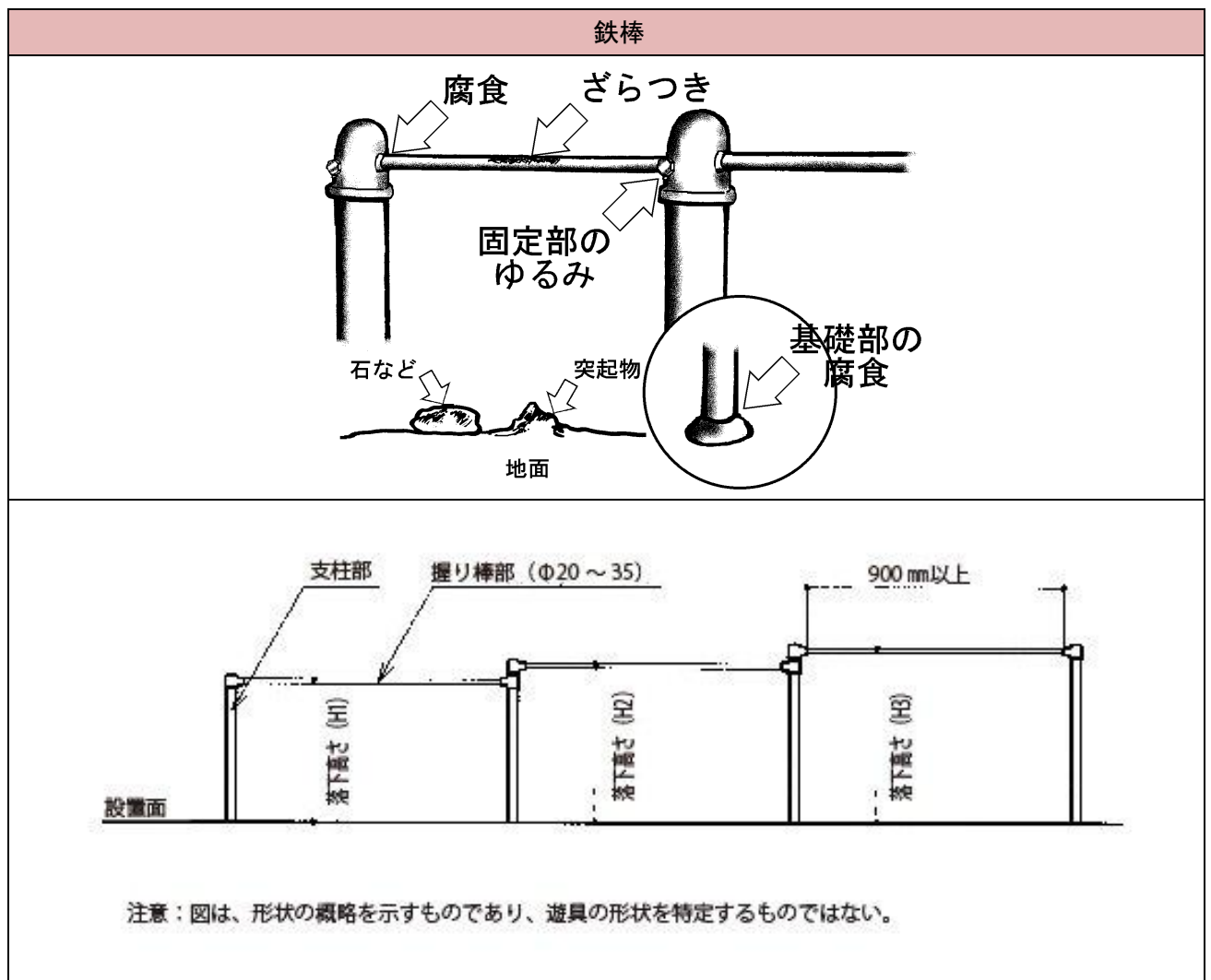
#### 4. 砂場

- ①砂に異物（特にガラス片や動物の糞）が混入していないか掘り起こし点検する。  
→ガラス片を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ②構造体に亀裂等がないか点検する。  
→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ③砂の量、固さ、水はけの状態を点検し、固い場合にはほぐす。
- ④砂場枠と砂場面の高さは、220mm 以下とする。
- ⑤砂の深さは、200mm 以上とする。



## 5. 鉄棒

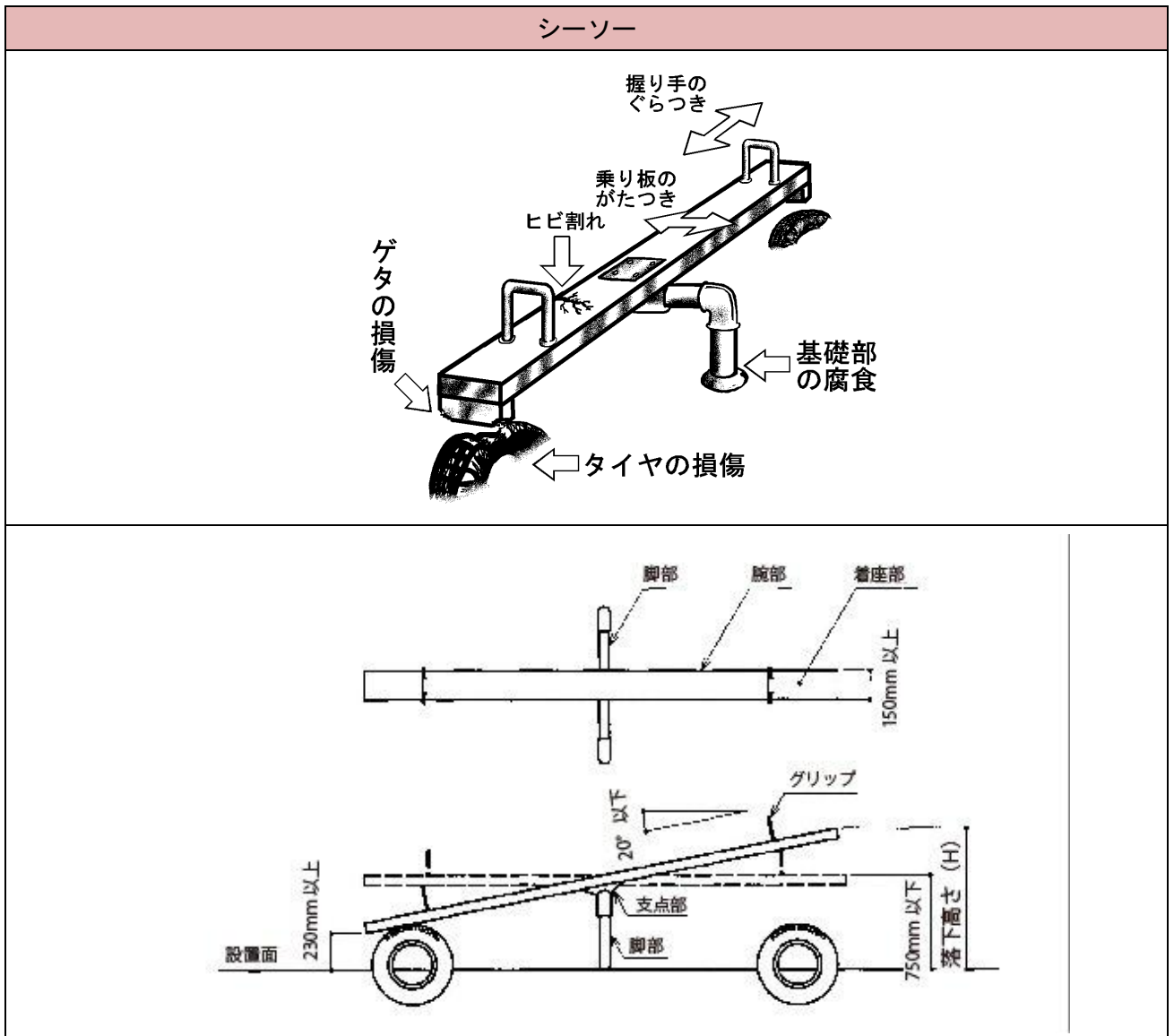
- ①鉄棒の固定部がゆるんでいないか点検する。回転していないかも点検する。  
→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ②鉄棒が腐食して、ザラついていないか点検する。
- ③鉄棒下に石など突起物が露出していないか点検する。
- ④握り棒の有効長さは、900mm 以上とする。
- ⑤握り棒の太さは、20～35mm とする。





## 6. シーソー

- ①ボルトの弛みを点検する。→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ②板に損傷がないか点検する。
- ③座板衝撃吸収用のタイヤが破損していないかどうか点検する。
- ④異音が確認された場合は、可動部にグリスを注入する。
- ⑤水平にした時の着座面と設置面との高さは 750mm 以下、タイヤ設置時の設置面との高さは 230mm 以上とする。

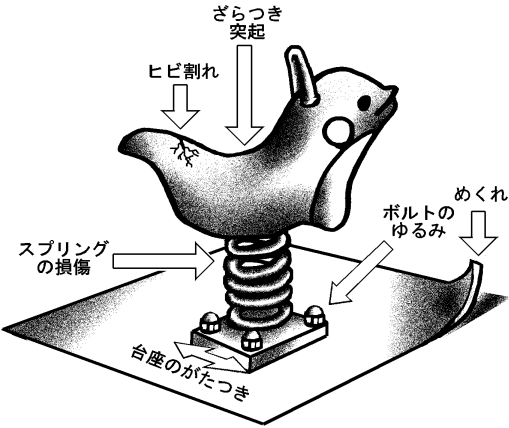
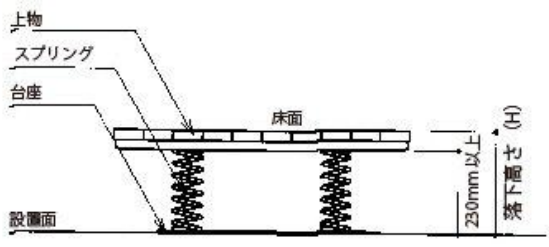
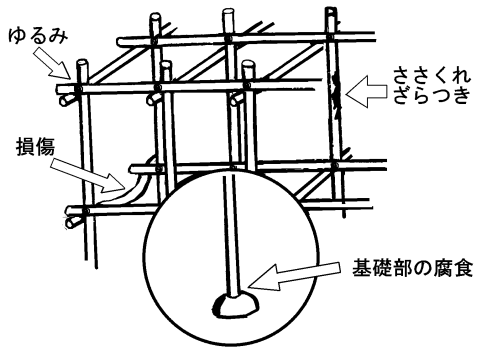
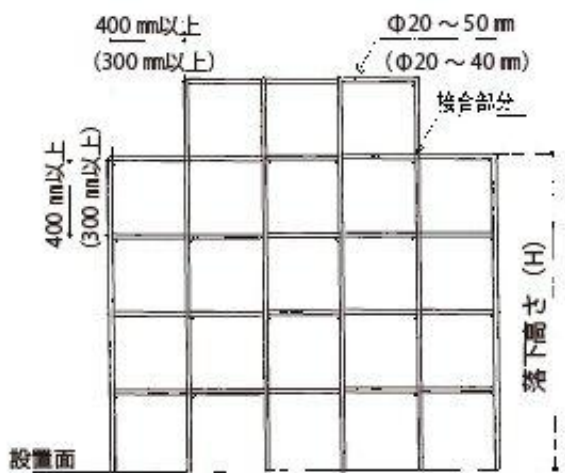


## 7. スプリング遊具

- ①座る部分とスプリングを固定する部分の点検をする。
- ②スプリングと台座の固定部の点検をする。
- ③スプリングなど部品の損傷、欠損がないか点検する。  
→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ④マットが敷設してある場合には、めくれ、破損がないか点検する。
- ⑤立ち乗り型のスプリング高は 230mm 以上とする。

## 8. ジャングルジム

- ①連結部の弛みについて点検する。→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ②特に根際の腐食について点検する。→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ③落下高さは、幼児用では 2,000mm 以下、児童用では 3,000mm 以下とする。
- ④構成部材による間隔（内寸法）は 400mm 以上とする。幼児用で「年齢制限エリア」などに設ける場合は、400mm を 300mm まで低減することができる。
- ⑤構成部材の太さは、幼児用で 20～40mm、児童用では 20～50mm とする。
- ⑥絡まりや引っかかりがないか点検する。

| スプリング遊具                                                                                                                                                                                                                                                                 | スプリング遊具（立ち乗り型）                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>ざらつき<br/>突起</p> <p>ヒビ割れ</p> <p>スプリングの損傷</p> <p>ボルトのゆるみ</p> <p>めくれ</p> <p>台座のがたつき</p>                                                                                               |  <p>上物</p> <p>スプリング</p> <p>台座</p> <p>床面</p> <p>設置面</p> <p>230mm以上</p> <p>(H)<br/>さ<br/>げ<br/>下<br/>落</p> |
| ジャングルジム                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                            |
| <p>ジャングルジム</p>  <p>ゆるみ</p> <p>損傷</p> <p>ささくれ</p> <p>さざつき</p> <p>基礎部の腐食</p>                                                                                                           |                                                                                                                                                                                            |
|  <p>400 mm以上<br/>(300 mm以上)</p> <p>Φ20 ~ 50 mm<br/>(Φ20 ~ 40 mm)</p> <p>接合部分</p> <p>400 mm以上<br/>(300 mm以上)</p> <p>(H)<br/>ヤ<br/>履<br/>上<br/>縁</p> <p>設置面</p> <p>( ) 内寸法は幼児用とする</p> |                                                                                                                                                                                            |

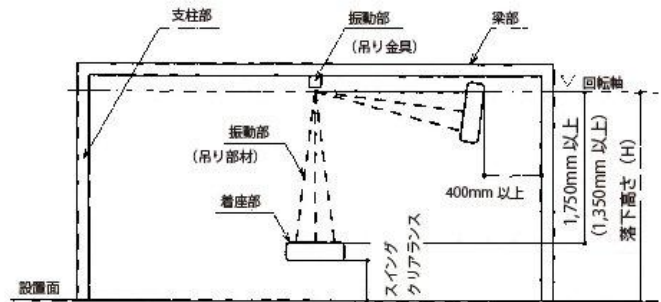
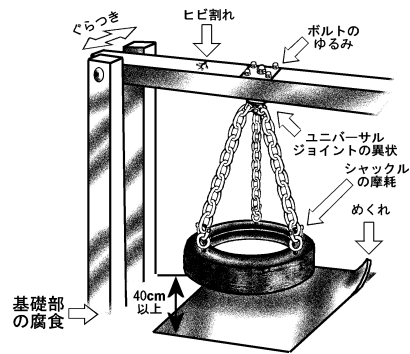
## 9. タイヤブランコ

- ①支柱が木製の場合が多いので、支柱の腐食（特に基礎部）がないか、亀裂がないか点検する。→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ②チェーンを固定するのにシャックルが使用される場合が多く、シャックル等の固定金具の摩耗を点検する。
- ③チェーンの吊り元部（ユニバーサルジョイント）の不具合（異音やぎこちない動き）、保護カバーの破損等がないか点検する。→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ④タイヤと地面のクリアランスの確認（400mm 以上）。90° 振ったときの支柱とのクリアランス 400mm 以上も確認。
- ⑤マットが敷設してある場合には、めくれ、破損がないか点検する。

## 10. ターザンロープ

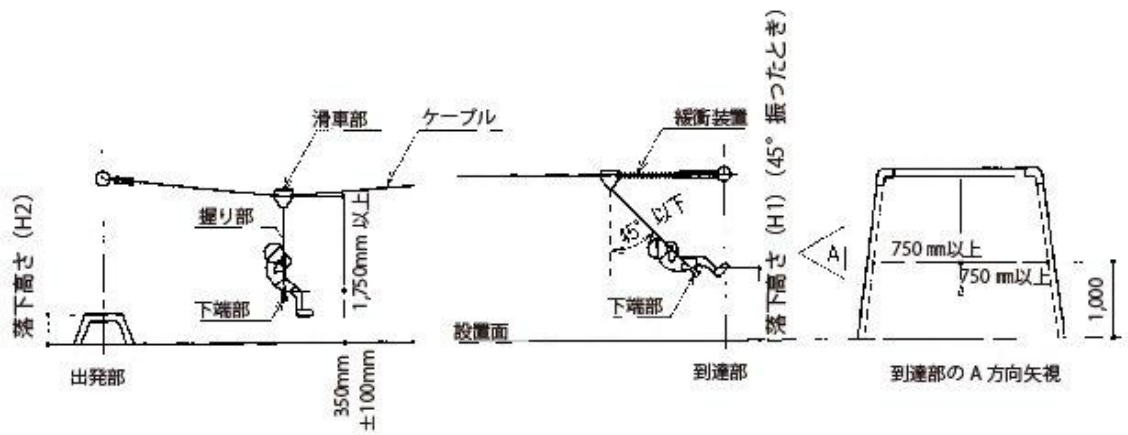
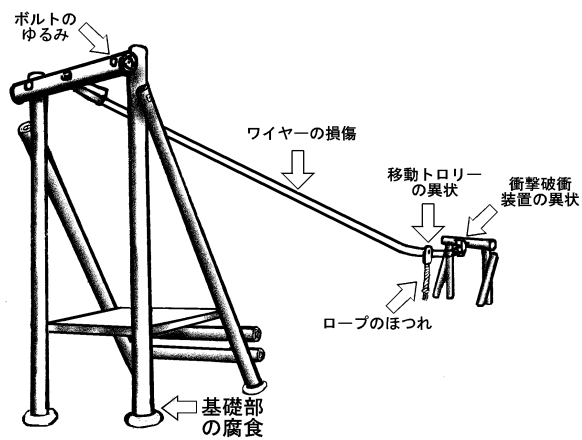
- ①ワイヤーケーブルのほつれ、摩耗等がないか点検する。  
→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ②つり下げロープのほつれ、摩耗等がないか点検する。  
→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ③移動トロリーを動かした時に不具合（異音やスムーズでない動き）がないか点検する。  
→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ④端部の衝撃破衝装置に異常がないか点検する。  
→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ⑤到達部での握り部と支柱との間隔（内寸法）は、着地面+1,000mm の位置で 750mm 以上としなければならない。
- ⑥ケーブルの張り具合は、通常の利用形態において利用者の足が設置面に接触したり、極端に高くなって飛び降りたりすることが無いようにするため、滑走範囲内の一番低い位置で、設置面から握り部の下端部上端までの距離は 350mm±100mm としなければならない。
- ⑦利用者が到達部で振れる角度は、最大 45° 以下となるようにしなければならない。
- ⑧握り部の太さは、20～45mm とし、すべりにくくつかみやすい材質・形状・構造とする。
- ⑨握り部の長さは、その下端部の上に立った場合でもケーブルに手が届かないよう、一番低いケーブルまでの鉛直寸法を 1,750mm 以上としなければならない。

## タイヤブランコ



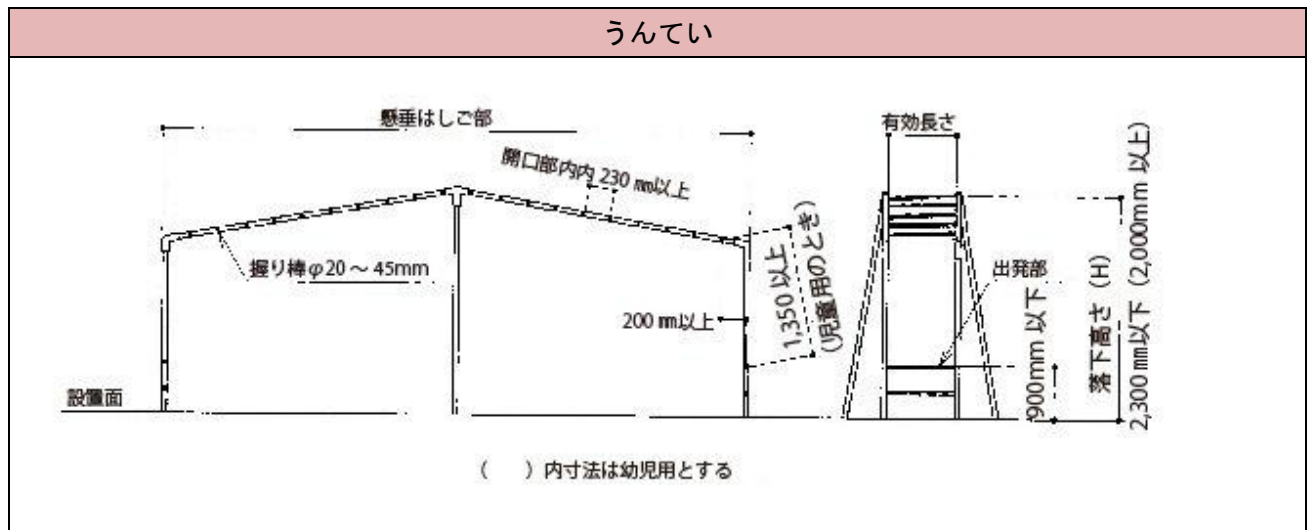
( ) 内寸法は幼児用とする

## ターザンロープ



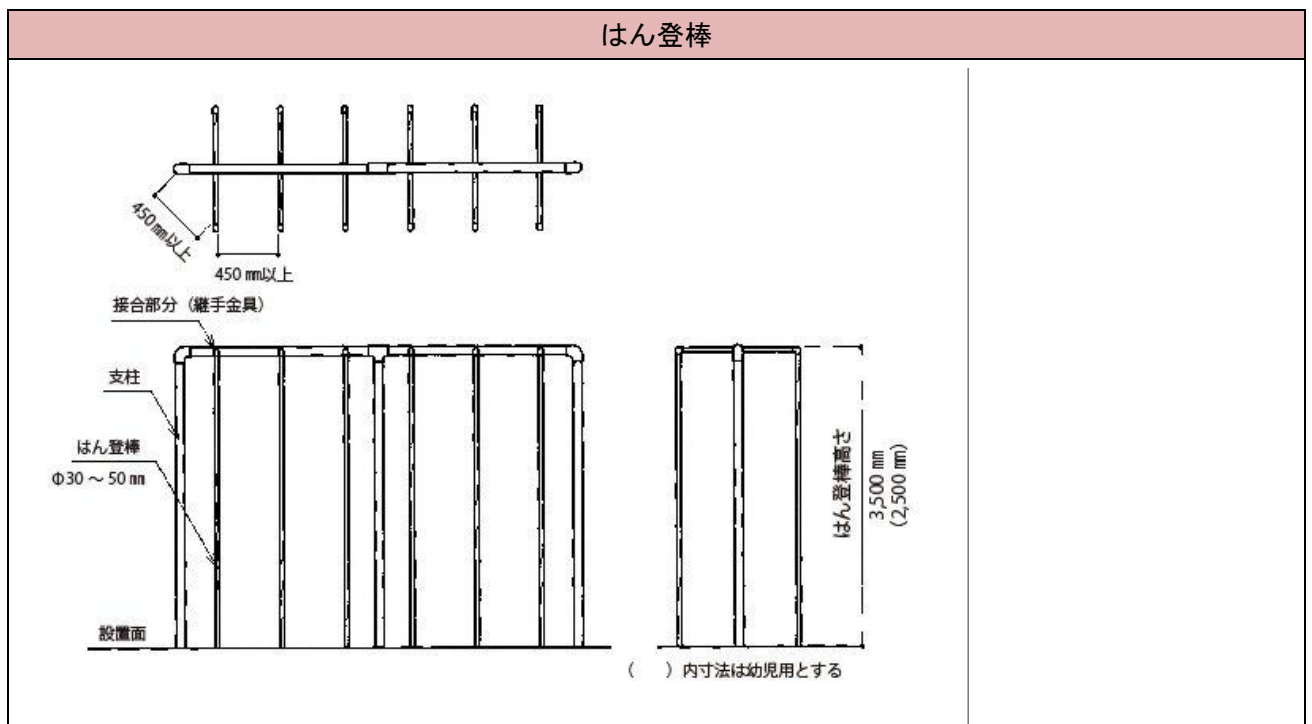
## 11. うんてい

- ①出発部の高さは 900mm 以下とする。
- ②設置面から握り棒までの落下高さは、幼児用で 2,000mm 以下、児童用で 2,300mm 以下とする。
- ③児童のみを対象とする場合は、幼児が容易に利用できないよう、出発部の最上段から握り棒までの距離を 1,350mm 以上とする。
- ④両端の一本目の握り棒は、離着の際の落下を想定して出発部の真上を避け、出発部の端から水平方向に 200mm 以上で、利用者の手が届く位置に設けなければならない。
- ⑤握り棒同士の間隔（内寸法）は、230mm 以上とする。



## 12. はん登棒

- ①高さは、幼児用で 2,500mm 以下、児童用で 3,500mm 以下とする。
  - ②はん登棒が接合部より上にでていないか点検する。
  - ③はん登棒の太さは、30～50mm とする。
  - ④はん登棒と支柱との間隔（内寸法）およびはん登棒同士の間隔（内寸法）は共に 450mm 以上とする。
  - ⑤絡まったり、引っかかったりするような突起や継ぎ目がないか点検する。
- 異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。



### 13. 木製コンビネーション

- ①全体に負荷をかけぐらつきがないか点検する。  
→ぐらつきを確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ②基礎部の腐食がないか、土を掘り起こして点検する。
- ③木が痩せるためボルトの弛みが他の遊具に比べ発生しやすいので、必ず増し締め点検を行う。
- ④特に高所の落下防止機能を有する部位については、負荷をかけ入念に点検をする。  
→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ⑤床板の釘が利かなくなることが良くあるので、床板裏面から突き上げ点検をする。
- ⑥ネット、ロープ部は、ほつれ、切断等がないか点検する。  
→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ⑦すべり台、タイヤブランコ等の付属遊具の点検は、それぞれのポイントで点検する。
- ⑧腐食部はハンマーでたたき、ドライバーをさす等の方法により腐朽の程度を点検する。
- ⑨木部を貫通している場合など外部から確認しにくい箇所は、ていねいに点検する。
- ⑩マットが敷設してある場合には、めくれ、破損がないか点検する。

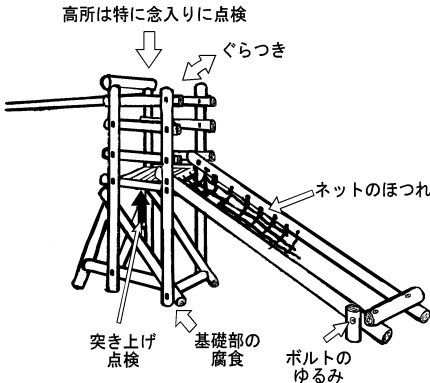
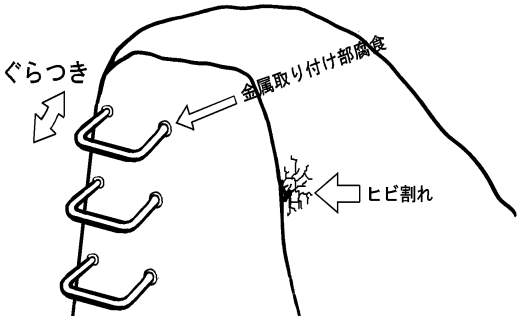
### 14. 鋼製コンビネーション

※木製コンビネーションに準じる。

### 15. オリジナル（鉄、コンクリート）コンビネーション

（設置されてから長時間経過している施設が多いので、丁寧な点検が必要である。）

- ①特に、コンクリートに固定されている部分の金属に腐食がないか点検する。  
→腐食穴を確認した場合は使用禁止措置を行う。
- ②コンクリート本体に亀裂、破損等の異常がないか点検する。
- ③「設置当時は危険ではなくても、現在では危険と思われる部分がないか」という視点で点検する。
- ④人研ぎのすべり台は、人研ぎの剥がれやクラックがないか点検する。  
→異常を確認した場合は使用禁止措置を行う

| 木製コンビネーション                                                                          | オリジナルコンビネーション                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |



## その他公園施設の点検ポイント

その他公園施設の点検ポイントをそれぞれ以下に示す。

### 1. 植栽

#### ・高木

##### 点検重点ポイント

敷地境界部、園路際、広場の中など一般利用者がよく利用する場所を重点的に点検する。

- ①枯損木・枝（腐朽、キノコの着生など）がないか。
- ②隣地への越境枝または越境の恐れのある枝がないか。
- ③公園隣接道路の建築限界（4. 5m）未満の枝がないか。
- ④園内照明にかかっている枝がないか。
- ⑤撤去すべき支柱はないか。
- ⑥支柱、ツリーサークルが根元や幹に食いこんでいないか。
- ⑦病虫害の発生がないか。

特に、サクラ、プラタナス、モミジバフウ、ケヤキ、ユリノキ、ツバキ・サザンカ類

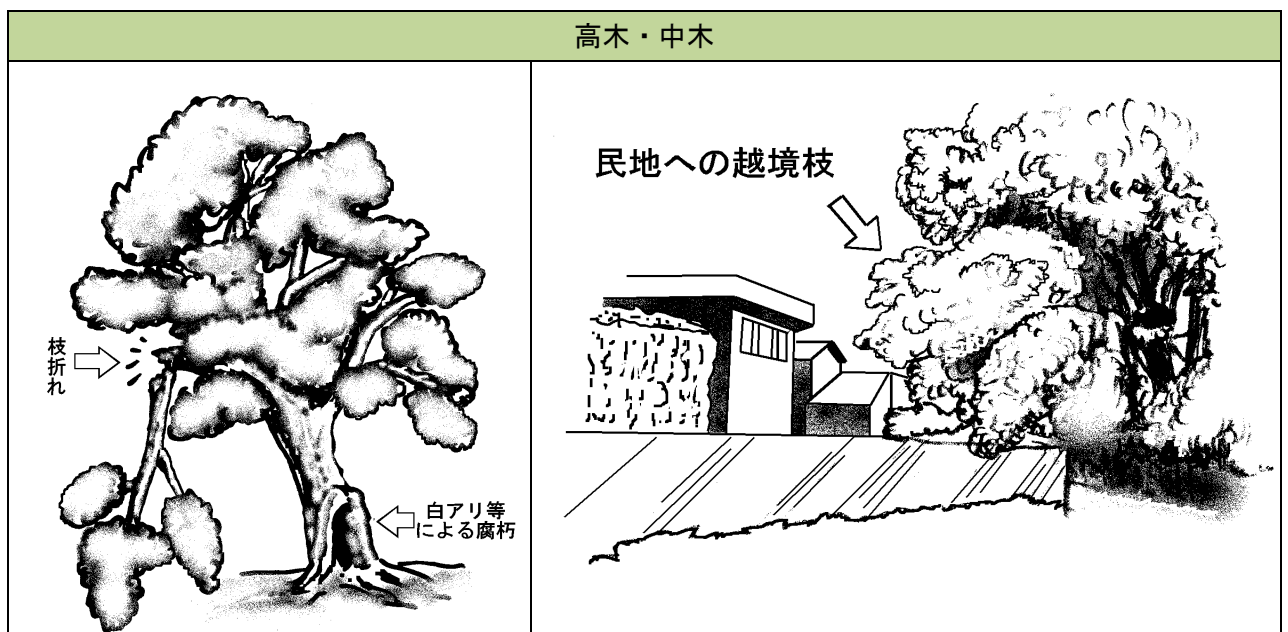
- ⑧園内の見通しを悪くする低すぎる枝はないか。
- ⑨特に注意を要する木の点検（倒れやすい）

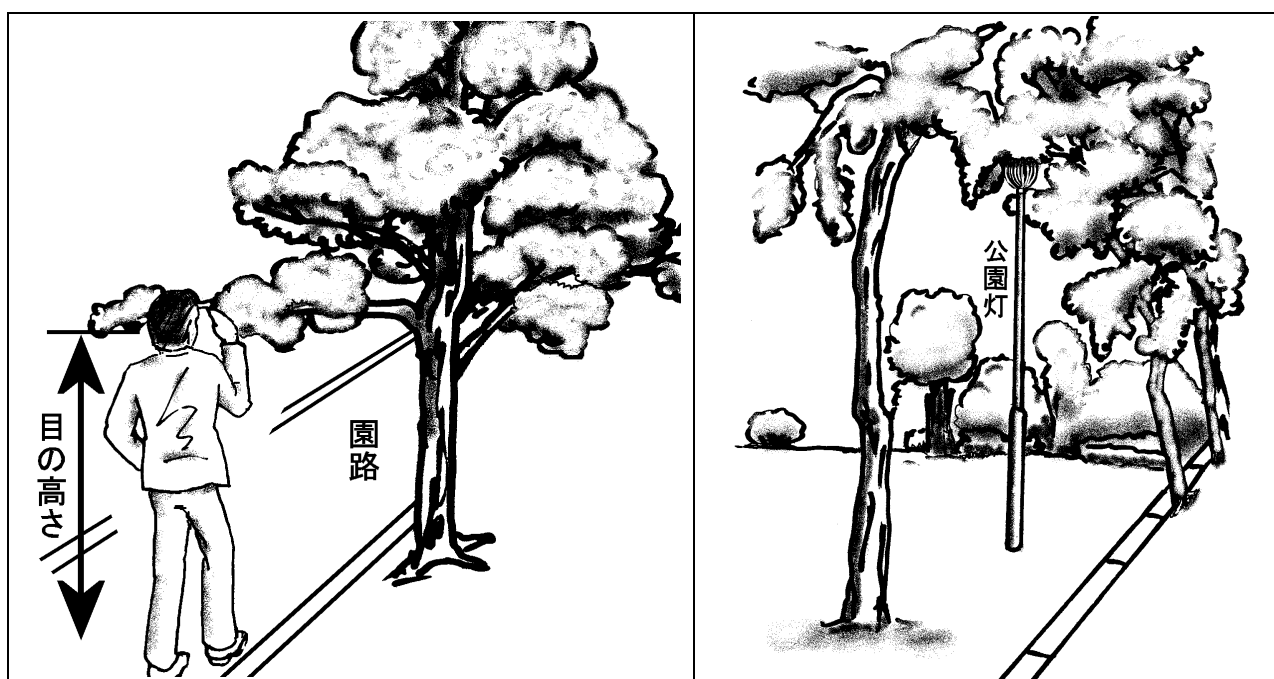
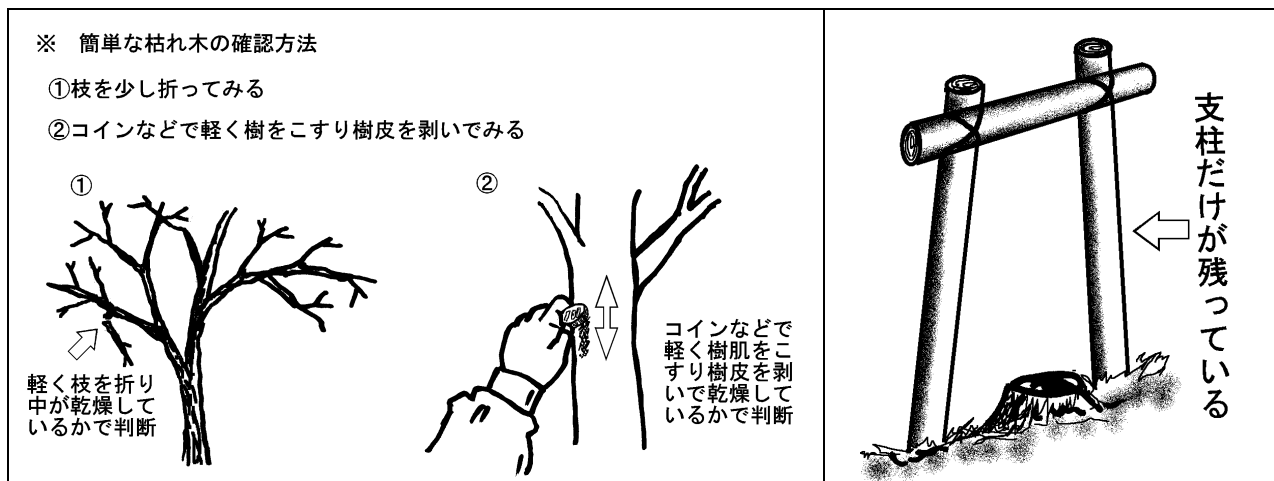
カリナポプラ、ポプラ、エンジュ、ニセアカシア、ヒマラヤスギなど

- ⑩園内歩行の支障となる伸びすぎた枝はないか。特に、目の高さの枝に注意。

#### ・中木

- ①園内の見通しを悪くしていないか。
- ②病虫害の発生…ツバキ・サザンカ類、サンゴジュ、ヒイラギ、ヒイラギモクセイ
- ③あとは高木に準じる。



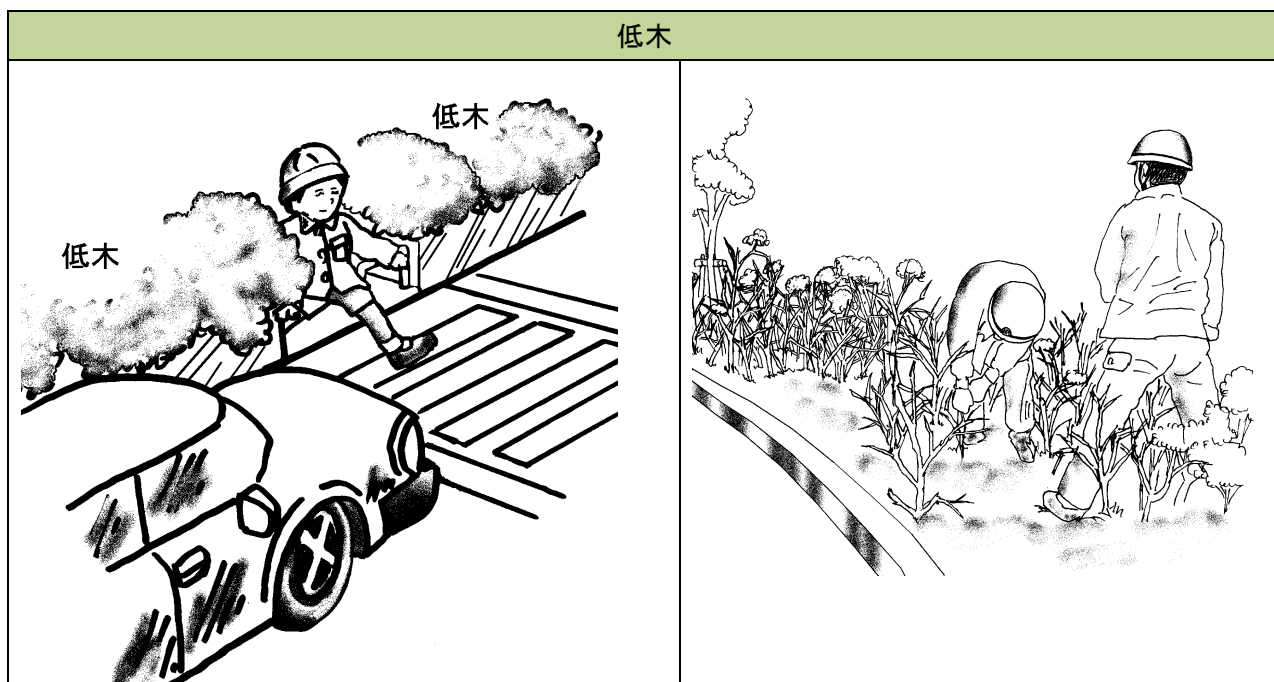


・ 低木

- ① 放置され刈り込みの必要がないか。(伸びすぎた低木)

特に出入口付近の「子どもの飛び出し」が確認できないもの

- ② 刈り込みが強すぎて、枝だけとなり危険な状態になっていないか。



## 2. 水飲み場

- ①蛇口の破損がないか。
- ②漏水はないか。
- ③水飲み樹の泥あげ。
- ④水量は適切か。

## 3. 排水施設

- ①民地境界部の排水施設の点検。落ち葉、泥だまりなど排水に支障が生じてないか。  
特に、法面排水に注意する。
- ②水飲みの第一樹の泥あげ。
- ③湧水機能がある広場のオリフィスのゴミつまり点検をする。
- ④グレーチングやフタがずれて、危険になっていないか。

## 4. 園路広場

- ①段差、亀裂、陥没、舗装材の破損がないか。
- ②水たまりがないか。(排水不良)

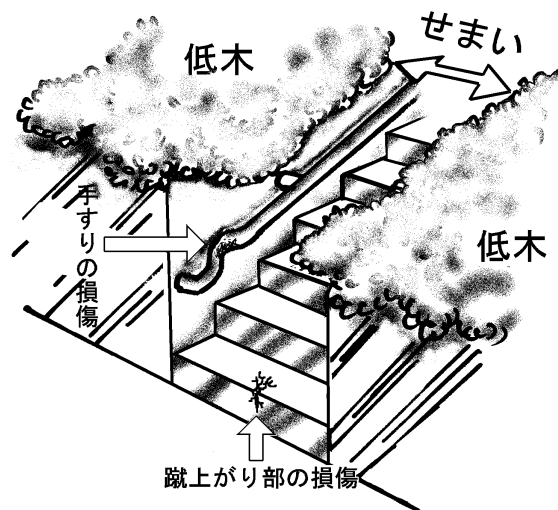
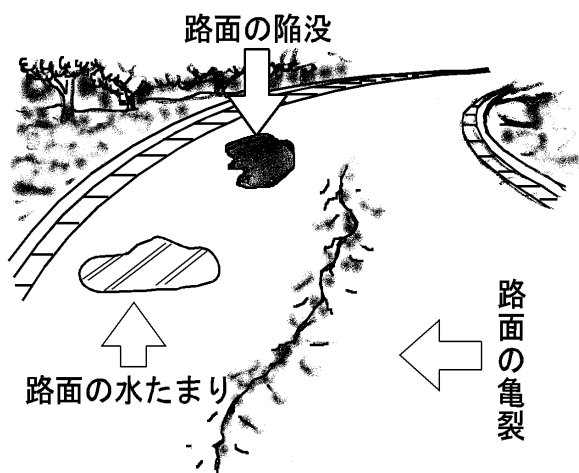
### \* 舗装

- ①ダスト舗装の場合、水みちができていないか。

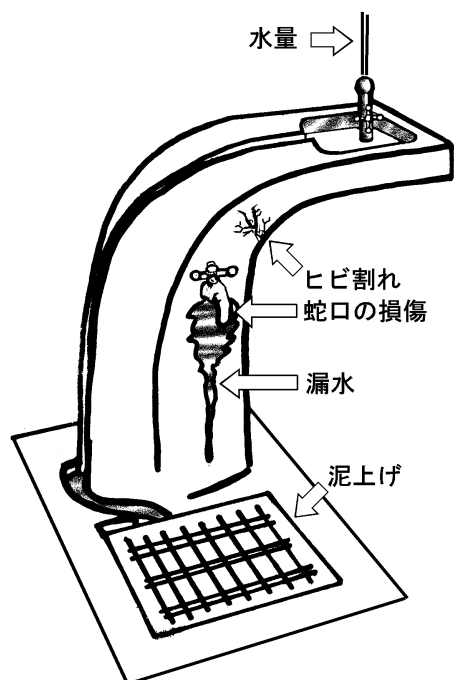
### \* 園路・階段

- ①手すりに異常はないか。
- ②低木が園路に被さって狭くなっていないか。

園路広場



水飲み

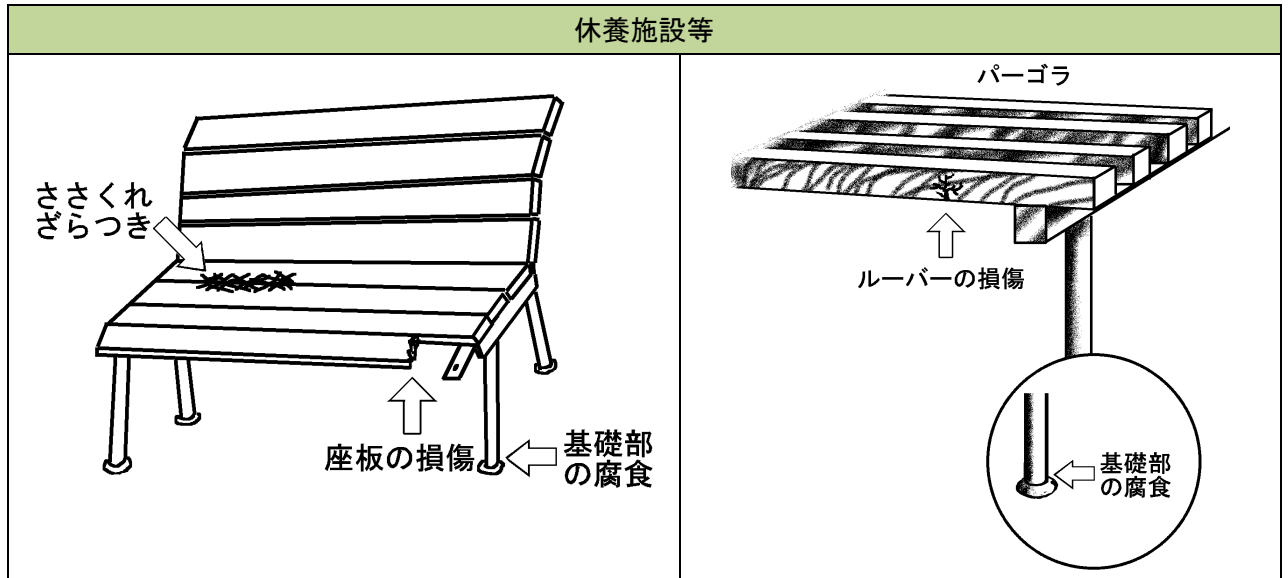


排水施設



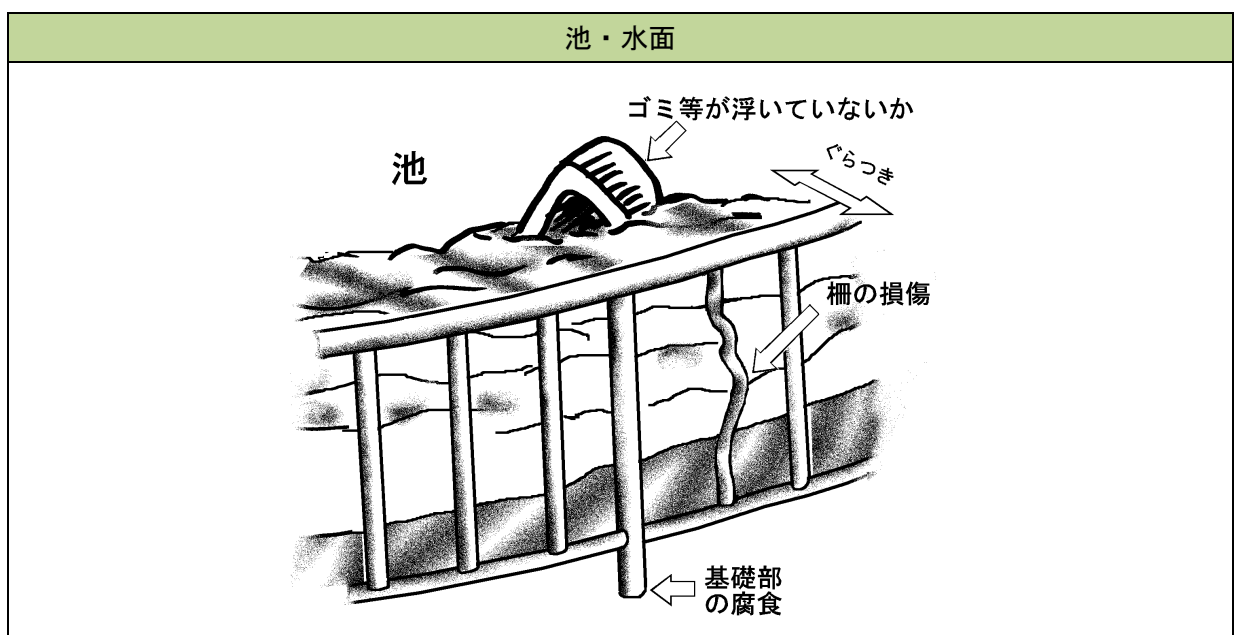
## 5. 休養施設等

- ①ベンチの座板など木部の腐食具合を点検する。
- ②パーゴラの栈木が腐食していないか。



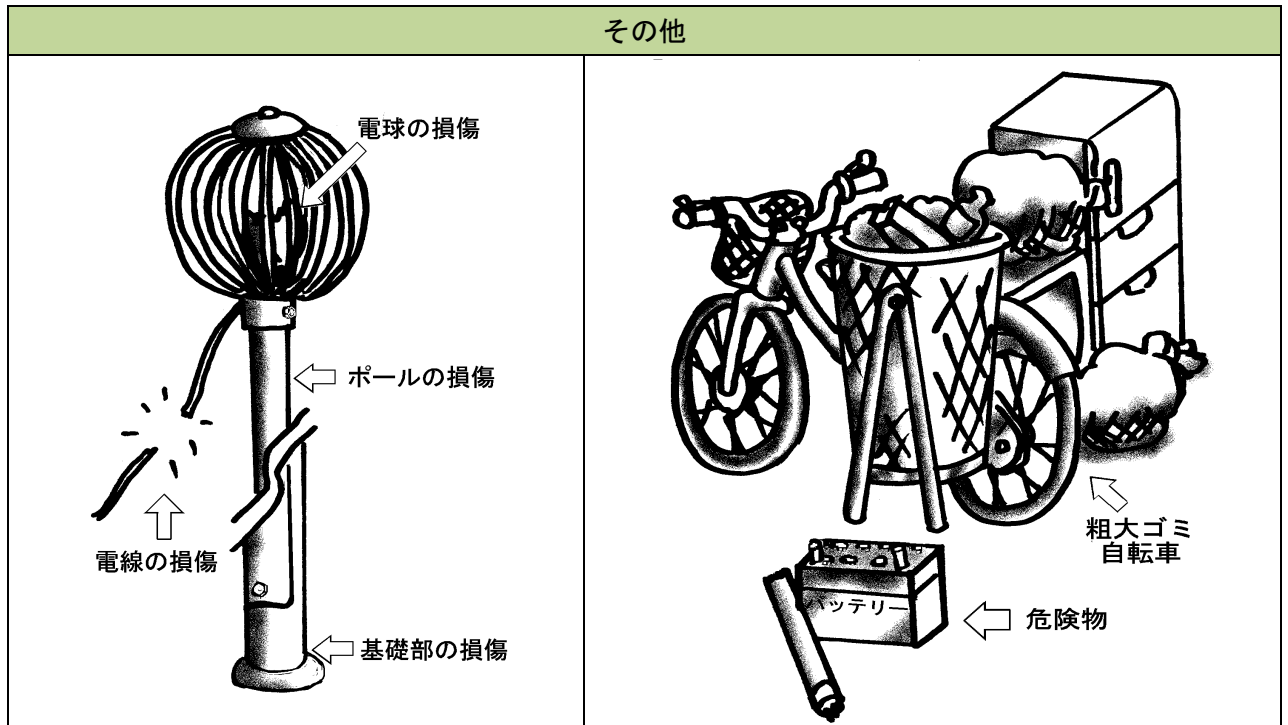
## 6. 池・水面

- ①人止め柵に異常がないか。
- ②循環設備に異常はないか。(音の異常、循環しているか)
- ③水面等の清掃 (特にオーバーフロー部、ストレーナー)



## 7. その他

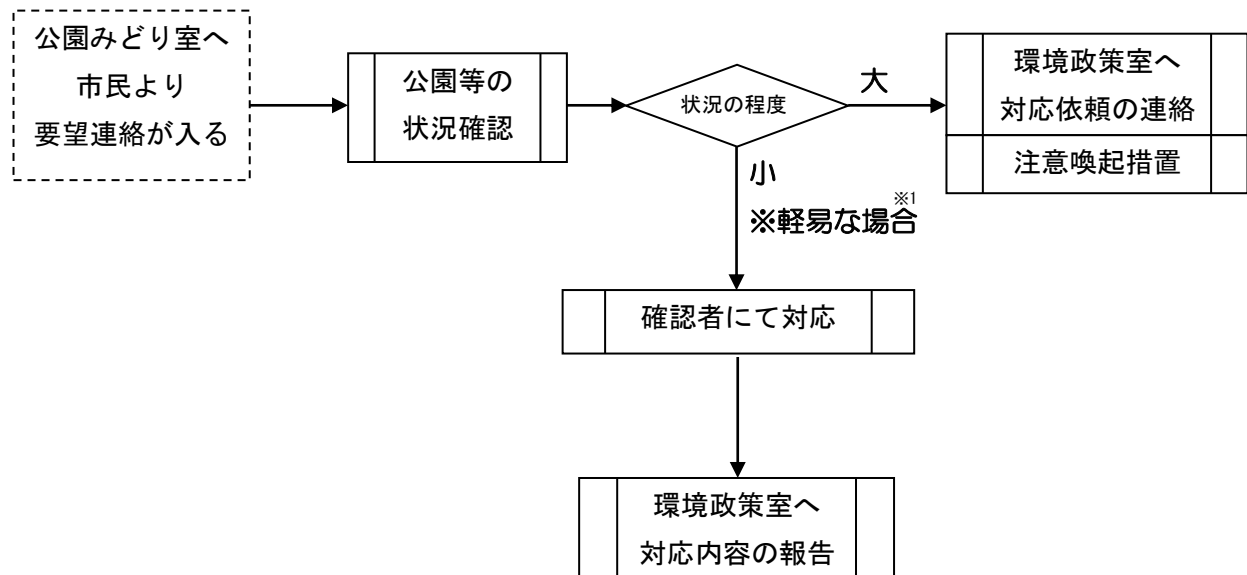
- ①外柵の根元が腐食していないか。
- ②トイレ
- ③照明灯
- ④粗大ゴミ、危険物の放置
- ⑤放置自転車



## ⑥生物に対する対応

公園や緑地等、公園みどり室で所管している場所で、カラスやスズメバチ、セアカコケグモなどの苦情・要望があった場合、その初期対応は公園みどり室で行う。危害を加えられる可能性があるため、十分注意して対応するものとする。初期対応とは、現場の状況を確認し、必要な場合はカラーコーン等を用いて、人が近づかないよう注意喚起することをいう。状況によっては、『使用禁止』などの掲示を行い、注意喚起を行うこと。軽易な場合<sup>※1</sup>は、その場で撤去するなどの対応を行う。カラスやスズメバチ、セアカコケグモについては、基本的に市環境政策室で対応するものとしているため、初期対応後、環境政策室へ連絡すること。

公園みどり室で市民より連絡を受けた場合の対応及び措置についてのフローを図のとおり示す。



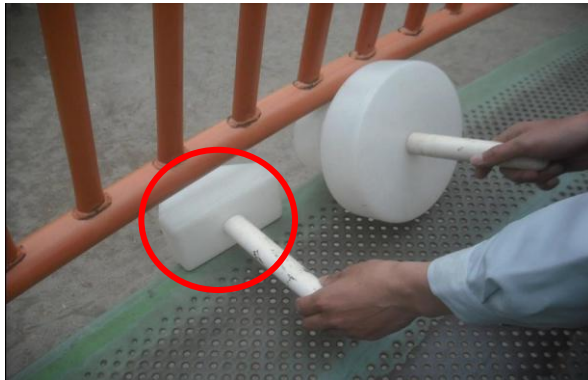
※1：「軽易な場合」とは、確認者にて対応が可能なものを言う。



## 異常の判定例

遊具の異常の判定例を下記に示す。

事例 01（大井池公園：複合遊具）



幼児・児童の頭部、胴体の挟み込みがないか。  
点検器具 B・100\*157mm が入る箇所は不可。

事例 02（大井池公園：複合遊具）



上段踊り場から下段踊り場の落下防止柵等へ  
容易に登れない高さや構造か。

事例 03（大井池公園：複合遊具）



落下・転倒が想定される場所に基礎コンクリートの露  
出がないか。

事例 04（大井池公園：複合遊具）



落下高>1,500mm は、側壁高が 150mm 以上は必  
要。

事例 05（広芝公園：ジャングルジム）



支柱の腐食。

事例 06（広芝公園：うたー付すべり台）



すべり台出発部の床材の腐食。



事例 07（金田公園：ブランコ）



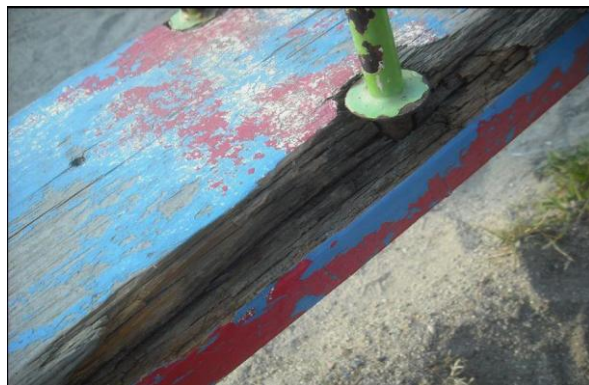
スイングクリアランスは 350～400mm 必要。  
（写真 は 335mm）

事例 08（金田公園：すべり台）



すべり台の滑降面・側壁に腐食がないか。

事例 09（金田公園：シーソー）



木材の腐朽。

事例 10（亥の子谷公園：ロープウェイ）



木材（支柱）の腐朽。

事例 11（川園公園：スプリングアニマル）



スプリングの腐食。

事例 12（だいのき公園：木製トリデ）



指の挟み込みがないか。φ8～25mm の隙間をつくってはいけない。

事例 13（だいのき公園：木製トリデ）



- ①ひっかかり部分は設けてはならない。
- ②出発部と滑降部の継ぎ目は有害な段差や継ぎ目を作らないこと。

事例 14（玉の井公園：すべり台）



着地面から終端上端部までの高さは、児童用で 150～380mm、幼児用で 100～300mm。  
（写真は 40mm）

事例 15（玉の井公園：リンク）



鋭利な尖端、角、縁がないこと。

事例 16（住友公園：すべり台）



指の挟み込みがないか。φ8～25mm の隙間をつくってはいけない。

事例 17（しいのき公園：砂場）



枠の破損。

事例 18（あべりあ公園：ぶらんこ）



揺道部のボルト、シャックルは緩み止めの対策をする。

